

お願いとお知らせ



所沢文化幼稚園

## 【 年間行事予定 】

4 月	始業式(8日) ◎入園式(9日) お弁当開始(17日) 体育着開始(17日) ※中長のみ ※年少は入園式翌日より 体育着登園 給食開始(18日) 対面式(18日) 観察園遊び(年長のみ) 満3慣らし保育開始	8 月	夏季保育(22・23日) ぶどう狩り(26日) (※満3を除く)	12 月	中央開園記念日(6日) 避難訓練 ◎音楽会(16日) ◎個人懇談会(18・19日) 観察園遊び 終業式(20日) 冬休み
5 月	交通安全指導 避難訓練 ◎懇談会(13日) 動物園遠足(年長)(17日) 蛍観賞会(年長) 観察園遊び(全園児) 尿検査 満三歳児一日保育開始(5/1)	9 月	始業式(2日) ◎参観日(20日) 観察園遊び	1 月	始業式(8日) 記念写真撮影 観察園遊び 新入園児一日入園(18日)
6 月	衣替え(※年少制服開始) ◎年中遠足(4日) ◎蛍観賞会 第五開園記念日(5日) ◎土曜参観日(15日) プール開き 歯科検診 観察園遊び 内科検診	10 月	◎秋季大運動会(5日) 衣替え 芋掘り 令和7年度年度願書配布 第二開園記念日(20日) 第六開園記念日(26日) 観察園遊び	2 月	豆まき会 ◎おわかれ会(20日) 観察園遊び
7 月	七夕まつり 第一開園記念日(7日) ◎個人懇談会(18・19日) 観察園遊び 終業式(22日) 合宿保育(年長)(23・24日) 夏休みプール(任意) (※満3を除く) 夏休み	11 月	冬の体育着着用開始 入園願書受付(1日) ◎フェスティバル(19日) 観察園遊び 第三開園記念日(20日)	3 月	ひなまつり会 ◎クラス懇談会 観劇会 観察園遊び ◎卒業式(21日) 修了式(24日) 令和7年度年度諸費納入日

\*上記のほか、毎月◎お誕生会(該当月)があります。

◎印は、保護者の皆様のご来園をお願いします。

※予定は変更される場合もございます。直前の園だより等でご確認下さい。

## 【お願いとお知らせ】

### 1、保育について

- \* 4月16日(火)までは、短縮保育です。4月17日(水)から1日保育が始まります。
- \* 土日・祝祭日・振替休日は休園です。  
お子様がスムーズに新学期がスタートできますよう下記の点に特に注意して下さい。
- \* 登園時間・降園時間を厳守してください。(通園時刻表を厳守してください。)
- \* 職員の指示や注意に従ってください。各種プリント記載事項をよく読んでご協力ください。
- \* お子様の健康観察は毎日行ってください



### 2、通園について

- \* 入園当初は、園児が慣れないため10～20分程度遅延します。1～2週間で時刻表通りになるはずですが、猶予をお願いします。
- \* 原則として、園児の安全と防犯対策のため、特別な事情がない限りバス停留所に父母の方がいない場合、幼稚園に連れて帰ります。また、友達の家に遊びに行く・習い事などの理由で、バス停の変更はお受けできません。
- \* 徒歩通園の方は、送りAM8:50～AM9:00、お迎えPM1:50(半日AM11:10)までをお願いします。また、園児の安全と防犯対策のため父母のお迎えがない場合は園児の引渡しはいたしません。父母の方のお迎えが、10分以上遅れた場合は、うさちゃんクラブにて預かります(有料)。また、保護者以外の方への幼児の引渡しは保護者の許可のない場合はできません。

### 3、所持品について

- \* 下着・靴下・ハンカチなどをふくめ全ての所持品にはっきりとご記名をお願いします。
- \* 年少児は入園式翌日より体育着での登園となります。制服の着用は6月3日からとなります。
- \* 貸与する年長のスモックは4月12日(金)に持たせます。4月15日(月)までに体育着と同様に記名し持たせて下さい。年中少は15日に名札を付けて持たせてください。
- \* ご家庭からの文書等については、通園カバンの外側のポケットに挿入してください。

### 4、お誕生会について

- \* 毎月その月に生まれたお子様とその父母の皆様を対象に全園児でお誕生会を行い、お祝いをします。
- \* クラス賛助のご見学は任意です。会食は行いません。

### 5、観察園開放日について

土曜日は、親子ふれあいの日としています。本園では、自慢の自然観察園あそびのひろばを親子ふれあいの日として「第2, 3, 4土曜日」を中心に開放をしております。感性を刺激する楽しいイベントをたくさん用意しております。(AM10:00～PM3:00)参加の際は、「入園許可証」(後日配布)を必ず保護者の方が携帯してください。後日配布の「自然観察園開放について」をご覧ください。

今年度の観察園開放日は4月20日より開始いたします。

### 6、うさちゃんクラブについて

- \* 月の予定は、会員全員前月25日までにご予約ください。
- \* 緊急時を除き追加・キャンセルは当日8:30までにご連絡をお願いします。(新連絡フォームにて)
- \* お迎えの時間は遅れないようお願いいたします。
- \* うさちゃんクラブをご予約いただき、無連絡でキャンセルした方は、キャンセル料として、4:00までの扱いで有料とさせていただきます。
- \* 早朝・延長預かりは別途申請が必要です。申請・申し込みの無い方の預かりはできませんのでご注意ください。

### 7、物品の注文について

通常、文書にて注文を伺いますが、急な注文が必要な場合は、各園事務までお申し出ください。その後、必要金額・納品等についてお知らせいたします。

## **8、健康と安全について(再度ご確認ください。)**

### **A：幼稚園の安全管理について**

本園では、「危機管理マニュアル」に基づき以下のような対応をしています。再度、ご確認くださいと思います。

#### **防犯について**

- \* 通常の歩きコースの送迎時間以外でご来園の方は、不審者進入防止から、ご用のときは必ず受付（職員室）に申し出ていただき、来園者ノートに記帳し、入園許可証を携帯してください。なお、課外教室や誕生会、歩きコース・預かり保育のお迎えなどの記帳は不要です。
- \* 園内は、防犯カメラを設置し、定期的に状況を確認しています。
- \* 2枚目の入園許可証をご希望の方は園にお申し出ください。

#### **緊急時について**

万が一の大規模地震・緊急時は、保護者の方に直接ご来園いただき、お子様をお引渡すことと定められています。また、24時間を超えた場合は最近隣の広域避難場所に移動いたします。（第三文化幼稚園は中央公園です。）

#### **園児名簿について**

プライバシーの保護の観点から、配布しておりません。

園からの緊急連絡などはメールにて送信いたします。受信できるように設定をお願い致します。

#### **SNS・WEBについて**

肖像権や個人情報の保護の為、別添ソーシャルメディア利用管理規約をご確認ください。

### **B：薬の扱いについて**

幼稚園では事故防止及び法律によって、薬はお預かりすることができません。

（医師の指示があった場合はご相談ください）

### **C：禁煙について**

健康増進法の制定に伴い、公共施設などが禁煙となっております。本園でも、各幼稚園・自然観察園では、全面禁煙とさせていただきます。参観日や運動会・開放日なども禁煙です。

### **D：園への連絡**

幼稚園には、原則、園長宛の手紙かメールでお願いします。メールにつきましては、勤務の都合上、各園午前8時30分と午後4時とさせていただきます。各園のメールアドレスは、以下の通りです。ご利用ください。

「法人本部」	第一文化	<a href="mailto:bunka@toko-bunka.ed.jp">bunka@toko-bunka.ed.jp</a>	第二文化	<a href="mailto:bunka2@toko-bunka.ed.jp">bunka2@toko-bunka.ed.jp</a>
<a href="mailto:main@toko-bunka.ed.jp">main@toko-bunka.ed.jp</a>	中央文化	<a href="mailto:bunkatyu@toko-bunka.ed.jp">bunkatyu@toko-bunka.ed.jp</a>	第三文化	<a href="mailto:bunka3@toko-bunka.ed.jp">bunka3@toko-bunka.ed.jp</a>
	第五文化	<a href="mailto:bunka5@toko-bunka.ed.jp">bunka5@toko-bunka.ed.jp</a>	第六文化	<a href="mailto:bunka6@toko-bunka.ed.jp">bunka6@toko-bunka.ed.jp</a>

### **E：園からの連絡**

園から皆様へのご連絡は、今後オンラインでお知らせします。一部プリントで配布する物もあります。お子様や園についての内容ですので、よくお読みいただきご協力をいただきますようお願いいたします。

## ソーシャルメディア利用管理規程

当園では、ソーシャルメディアの利用を制限することは考えておりませんが、あくまでも学校、教育機関に関わる者として、適切な利用をお願いしたいと考えております。そのため、ソーシャルメディアを利用する際に守っていただきたいことや注意点等をまとめ、「ソーシャルメディア利用管理規程」を定めました。本規程の内容をご理解いただいた上で、ソーシャルメディアのご利用をお願いいたします。

### (目的)

第1条 本規程は、保護者がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、園、取引先、保護者園児、その他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものです。

### (定義)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、SNS( Facebook,Instagram,LINE,Twitter,mixi,GREE 等)、電子掲示板、ブログなど、インターネットを利用してユーザー同士が相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体を指します。

### (適用対象)

第3条 この規程は、当園に関係する全ての保護者に適用されます。

### (基本原則)

第4条 保護者は、ソーシャルメディアを利用する際、次の基本原則を理解し、それらを守らなければなりません。

- (1) 保護者としての自覚と責任を持つこと。
- (2) ソーシャルメディアへ投稿、情報発信等を行った場合、それらの投稿や情報は半永久的に残ること。
- (3) 投稿した内容、情報等は瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、投稿あるいは発信する情報の内容を慎重に吟味すること。

### (禁止事項)

第5条 保護者は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の各号に掲げる情報を投稿、発信してはなりません。

- (1) 園の企業秘密に関する情報・個人情報を含む情報
  - (2) 園または第三者の権利を侵害する情報
  - (3) 園を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報
  - (4) 誹謗中傷、虚偽の内容。人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
  - (5) 違法行為または違法行為を煽る情報
  - (6) わいせつな内容に関する情報
  - (7) その他、法令、就業規則、その他の規程で禁止された情報
- 2 保護者は、ソーシャルメディア利用に際し、園のロゴ等を利用してなりません。
  - 3 ソーシャルメディアでグループやコミュニティ等を作成した場合に、他者にそれらのグループコミュニティ等への参加を強制することは禁じます。

### (前条に違反した場合)

第6条 保護者が前条に違反した場合、当該保護者は当園に対し、速やかに報告を行わなければなりません。

- 2 前条に違反した保護者は、当園の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除、または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、当園の指示に従い、保護者だけの判断で行ってはなりません。

### (損害賠償)

第7条 保護者がこの規程に違反した場合、これにより園が被った全部または一部の損害を賠償しなければなりません。

### (懲戒)

第8条 この規程に違反する事実が認められた場合、園則に基づき処分を処します。

### (相談窓口等)

第9条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口及び、この規程に違反する事実の通報窓口は法人事務局とします。

### 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。